

(仮称) 新宿区町会・自治会活性化推進条例の制定 に向けたパブリック・コメント ～皆様のご意見をお聴かせください～

本条例は、区民や地域で活動する様々な主体が、地域コミュニティの一員として町会・自治会への理解と関心を深めるとともに、その活動に参加し、協力し、連携することで、安全・安心で暮らしやすいまちの実現を目指しています。地域コミュニティの中心的な組織として、行政と連携しながら、地域の防災・防犯、環境美化、歴史・文化の継承、高齢者の見守りや子育て支援、にぎわいづくり等暮らしやすいまちの実現のための町会・自治会活動に参加・協力・連携することを重視した条例となっています。

この条例の素案につきまして、下記のとおり、パブリック・コメントを実施し、広く区民の皆様からのご意見を募集します。

ご意見に対する区の考え方は、新宿区ホームページで後日公表します。

記

【実施期間】

令和6年7月15日(月・祝)から令和6年8月14日(水)まで

【意見を提出できる方】

- ① 区内に住所のある方
- ② 区内に事務所又は事業所がある方(法人、団体も可)
- ③ 区内の事務所又は事業所に勤務する方
- ④ 区内の学校に在学する方
- ⑤ その他条例に直接的な利害関係があると認められる方

【資料の閲覧及び配付場所】

地域コミュニティ課、特別出張所、区政情報課、区政情報センター、区立図書館

◆ 新宿区ホームページ(右二次元コード)でもご覧いただけます。

https://www.city.shinjuku.lg.jp/chiiki/chiiki01_000001_00065.html



【意見の提出方法】

意見用紙(上記の閲覧場所にて配付)に必要な事項を記入の上、郵送・ファックス、窓口お持込みによりご提出ください。(新宿区ホームページからもご意見をお寄せいただけます。)

※意見を提出する際は必ず、住所、氏名をご記入ください。なお、ご意見に対する区の考え方を公表する際には、名前など個人が特定できる情報は公開いたしません。

【提出先】 新宿区地域振興部地域コミュニティ課コミュニティ係

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所本庁舎1階

電話 03(5273)4127 F A X 03(3209)7455



新宿区 パブリック・コメント 意見用紙

「(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例」(素案)

ご意見をお寄せください

受付期間	令和6年7月15日(月・祝)から令和6年8月14日(水)まで(必着)	
受付方法	この意見用紙にご意見をお書きいただき、氏名・住所を記入してください。新宿区に在勤・在学の方は、勤務先・学校名を記入し、また、在住・在勤・在学以外の方は、本案件に対する利害関係についても記入のうえ、下記の提出先へ郵送・FAXまたは直接窓口にお持ちください。本案件の閲覧場所においても取次ぎしません。また、この用紙以外でも上記の記入事項を満たしていればお受けします。新宿区のホームページからもお受けします。	
《ご意見》	(記入日 年 月 日)	
ご意見をいただく方の 氏名・住所等		受付印(区使用欄)
氏 名	いずれかに○をつけてください	
	在住・在勤・在学・その他	
住 所 または事業所・学校等の 名称及び所在地		
<small>新宿区に在住・在勤・在学以外の方は、本案件に対する直接の利害関係について具体的に記入してください。</small>		

※ お書きいただいた氏名等の個人情報は、公表いたしません。また、意見公募(本案件)以外の目的には使用いたしません。

【提出先】

お問合せ・郵送・直接提出	ファックス(FAX)	新宿区ホームページ
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区 地域振興部 地域コミュニティ課 (新宿区役所 本庁舎 1階) 03-3209-1111(代表) 03-5273-4127(直通)	03-3209-7455	https://www.city.shinjuku.lg.jp/chiiki/c/hiiki01_000001_00065.html